

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和4年個人情報保護委員会告示第1号）の一部改正の新旧対照表

○令和4年個人情報保護委員会告示第1号（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編））

- ・改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>[略]</p> <p>【凡例】 [略]</p> <p>※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す<u>法令</u>の条番号は、<u>本ガイドラインの公表日（令和5年12月27日）時点の条番号を示すものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>[同左]</p> <p>【凡例】 [同左]</p> <p>※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す<u>法</u>の条番号は、<u>令和3年改正法第51条による改正後の条番号を示すものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>その他の法令に係る条文は、本ガイドラインの公表日（令和4年9月8日）時点の条番号を示すものとする。</u></p>

[1～3 略]

4 適用の範囲

4-1 法第5章の規律対象となる主体

[略]

4-1-1 行政機関等

(1) 行政機関

[略]

- ① 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第1号）（※）

機関	法律の規定
[略]	[略]
アイヌ政策推進本部	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号）第32条

[1～3 同左]

4 適用の範囲

4-1 法第5章の規律対象となる主体

[同左]

4-1-1 行政機関等

(1) 行政機関

[同左]

- ① 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第1号）（※）

機関	法律の規定
[同左]	[同左]
アイヌ政策推進本部	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号）第32条

[削る]	[削る]	新型コロナウイルス感染 症対策本部	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24年法律第31号）第15条第1項
新型インフルエンザ等対 策推進会議	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24年法律第31号）第70条の2	新型インフルエンザ等対 策推進会議	新型インフルエンザ等対策特別措置法第70条 の2
[略]	[略]	[同左]	[同左]
(※) 令和5年12月27日において存続するもの		(※) 令和5年4月1日時点において存続が見込まれるもの	
<p>[②～⑥ 略]</p> <p>[(2) ～ (6) 略]</p> <p>4-1-2 [略]</p> <p>4-2 法第5章の保護対象となる情報</p> <p>[4-2-1～4-2-4 略]</p> <p>4-2-5 要配慮個人情報</p> <p>「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次の(1)から(11)までの記述等が含まれる個人情報をいう（法第2条第3項）。</p>		<p>[②～⑥ 同左]</p> <p>[(2) ～ (6) 同左]</p> <p>4-1-2 [同左]</p> <p>4-2 法第5章の保護対象となる情報</p> <p>[4-2-1～4-2-4 同左]</p> <p>4-2-5 要配慮個人情報</p> <p>「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める次の(1)から(11)までの記述等が含まれる個人情報をいう（法第2条第3項）。</p>	

<p>[略]</p> <p>[4-2-6~4-2-11 略]</p> <p>[5・6 略]</p> <p>7 開示、訂正及び利用停止</p> <p>[7-1~7-4 略]</p> <p>7-5 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続 行政機関の長等は、次のいずれかに該当する場合には、法第 86 条第 3 項の規定を準用し、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならず、また、裁決後直ちに当該第三者に対して裁決をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない（<u>法第 107 条第 1 項</u>）。</p> <p>[略]</p> <p>7-6 [略]</p> <p>[8~11 略]</p>	<p>[同左]</p> <p>[4-2-6~4-2-11 同左]</p> <p>[5・6 同左]</p> <p>7 開示、訂正及び利用停止</p> <p>[7-1~7-4 同左]</p> <p>7-5 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続 行政機関の長等は、次のいずれかに該当する場合には、法第 86 条第 3 項の規定を準用し、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならず、また、裁決後直ちに当該第三者に対して裁決をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない（<u>法第 106 条第 1 項</u>）。</p> <p>[同左]</p> <p>7-6 [同左]</p> <p>[8~11 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	